

学生の改姓及び旧姓使用の取扱い等に関する要項

(趣旨)

第1 弘前大学に在籍する学生の改姓及び旧姓使用の取扱い並びに手続等については、この要項の定めるところによる。

(改姓届)

第2 学生は、改姓をしたときは、在籍する学部の長又は研究科の長に、戸籍抄本など改姓を確認できる書類（以下「戸籍抄本等」という。）を添えて、改姓届（別紙様式1）を提出しなければならない。

(旧姓使用の申出)

第3 旧姓使用を希望する学生は、在籍する学部の長又は研究科の長に、戸籍抄本等を添えて、旧姓使用届（別紙様式2）を提出しなければならない。

ただし、第2に規定する改姓届と同時に提出する場合は、戸籍抄本等を1通提出すればよいものとする。

(旧姓使用の申出ができる学生)

第4 旧姓使用の申出ができる学生は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生

(旧姓使用ができる文書等)

第5 旧姓使用ができる文書は、原則として、次の各号に掲げる文書以外とする。ただし、次の各号に掲げる文書以外でも、旧姓使用を制限する場合がある。

- (1) 債権関係書類（授業料・入学金等）
- (2) 学寮関係書類
- (3) 奨学金関係書類
- (4) 支払関係書類（旅費・謝金等）
- (5) 教育職員免許状申請書類
- (6) 国家資格を得るために国若しくは地方公共団体又はそれらの委託を受けた団体が行う試験の出願書類

(旧姓使用の中止)

第6 旧姓を使用している学生が、使用を中止する場合は、在籍する学部の長又は研究科の長に、旧姓使用中止届（別紙様式3）を提出しなければならない。

(記録)

第7 改姓届、旧姓使用届、旧姓使用中止届を受理した場合は、その旨を学籍簿に記録するものとする。

(卒業、修了又は退学後の取扱い)

第8 卒業、修了又は退学時に旧姓使用をしていた学生に係る文書（第5に定めるものを除く。）の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても、旧姓で行うものとする。

(旧姓使用に伴う証明等)

第9 旧姓使用の学生から希望があった場合は、「本学では旧姓使用を認めている」旨の記載された文書（別紙様式4）を交付するものとする。

(その他)

第10 この要項に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年1月9日から実施する。

